

平成26年度第4回療育支援専門部会 議事概要 (H26.9.17)

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

- ・第五次千葉県障害者計画の療育支援分野に係る素案について
- ・第五次千葉県障害者計画の療育支援分野に係る指標について

(2) その他

3 その他

(出席) 大木委員、小野委員、佐藤委員、田中委員、早坂委員、松井委員、松山委員、渡邊(哲)委員

(欠席) 石井委員、金崎委員、小島委員、鈴木委員、田熊委員、谷口委員、前田委員、前本委員、森山委員、渡辺(玲)委員、竹中オブザーバー

(16:10 終了)

○会議概要

議 事

【障害福祉課 澤田副課長】

ただ今から、第4回療育支援専門部会を開催します。

本日も欠席の委員は、石井委員、金崎委員、小島委員、鈴木委員、田熊委員、前田委員、前本委員、森山委員、渡辺(玲)委員です。議事録作成のため、発言の際にはお名前を名乗ってから発言されるようお願いいたします。

はじめに、障害福祉課の古屋課長から挨拶を申し上げます。

【古屋課長】

みなさん、こんにちは。障害福祉課長の古屋と申します。この度、8月9日に山田課長の後を継ぎまして障害福祉課長に着任しました。

本日は計画の素案ということでご議論いただく形になりますが、率直なご意見をいろいろと頂ければと思っております。この場の議論が実りあることを祈念いたしまして私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

【障害福祉課 澤田副課長】

大変恐縮ですが、所用のためこれを以て課長は退席とさせていただきます。それでは議事に入りたいと思いますが、これ以降の進行は佐藤部会長にお願いいたします。

【佐藤部会長】

会議次第に従って進めます。まず、1点目として、療育支援分野に係る素案及び

指標につきまして事務局の担当の方から説明をよろしく申し上げます。

【障害福祉課 澤田副課長】

本日の意見を踏まえまして、修正をして本部会に上げるわけですが、今後は本部会や地域フォーラムなどの別の場での議論となりますので、できましたら細かい部分も含めましていろいろご意見を頂ければと思います。

資料1「第五次千葉県障害者計画の療育支援分野に係る素案・指標について」に沿って説明（4 障害のある子どもの療育支援体制の充実）。

【佐藤部会長】

それでは、追加された部分も含めまして委員の皆さまからの質問・意見等ございましたらよろしく申し上げます。

【田中委員】

1ページの赤字の部分の3行目の「介護」という言葉ですが、子どもに対して「介護」という言葉ですと高齢者をイメージしてしまいますので、「手厚い対応」とか何か子どもに対して適切な言葉があればいいと思います。

【佐藤部会長】

「支援」とかでもいいかもしれません。

【大木委員】

質問ですが、「被虐待児の緊急一時保護を含めたセーフティーネット機能の強化」のところでは具体的にどういうことをイメージされているのでしょうか。一時保護は基本的に児童相談所が対応しますが、児童相談所が対応しきれなくて、施設等に依頼しているのが現状です。今後、機能の強化ということについてどのようにお考えかをお伺いしたいと思います。

【障害福祉課 澤田副課長】

シェルターの機能を有する短期入所の部分とうまく言葉として整理ができないかというところもありましたので、後の議論で検討させていただきたいと思います。

【松井委員】

2行目の「養育園の果たす役割」というのは、今後、千葉県がコンセンサスを得てやっていく役割として理解してよろしいでしょうか。

療育支援体制や相談体制の充実は前の段落の第四次計画の第3章のところでしたっきり書かれているので、4行目の「改めて向き合い再構築していくことが必要である。」で止めた方がいいのでは。

【佐藤部会長】

養育園の役割についてはどういう位置付けになるのでしょうか。

【障害福祉課 澤田副課長】

課内で協議した結果、この内容とさせていただきます。松井委員のご指摘で修正が必要であるということでしたら改めて検討させていただきます。

【障害福祉課 美細津副課長】

県立施設の部分については、柱の1の入所施設から地域生活への移行の推進の中で袖ヶ浦福祉センターについて述べている箇所があります。その中の素案として、養育園については公的責任として被虐待児童のセーフティーネット機能について盛り込んでいます。今後の状況につきましては、必要に応じて情報提供したいと思っています。

【佐藤部会長】

それでは、3ページの「(1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実」について説明願います。

【障害福祉課 澤田副課長】

資料1「障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実」に沿って説明。

【佐藤部会長】

それでは、質問・意見等ございましたらよろしくお願ひします。

【松井委員】

3ページの最初の赤線部分「二次障害を防ぐ」とありますが、これが目的ではなく、専門的機関につなぐことによって母親が自信を持って子育てに向かい子どもが育っていくことだと思います。

3ページの一番下の③の部分で、正しい表記は「児童発達支援事業」、「児童発達支援事業所」でしょうか、それから「放課後等デイサービス事業」、「放課後等デイサービス事業所」でしょうか。「施設の拡充」は「事業の拡充」でいいのかなと思います。

【小野委員】

ここで二次障害というふうに全面的に挙げてしまうと、もともと持っている障害に対して専門的な支援というところを飛び越えてしまう部分があるので松井委員の意見に賛成です。

【佐藤部会長】

併せて二次障害を防ぐというような表現にすればいいのではないのでしょうか。

【障害福祉課 澤田副課長】

「児童発達支援事業」、「放課後等デイサービス事業」、「事業の拡充」で表記を統一したいと思います。

【佐藤部会長】

それでは、5ページの「(2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化」について説明願います。

【障害福祉課 澤田副課長】

資料1「(2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化」に沿って説明。

【佐藤部会長】

それでは、質問・意見等ございましたらよろしく願います。

【佐藤部会長】

Ⅱ取組みの方向性の①の3行目で、強度行動障害短期入所特別支援事業ですが、これは補助金が交付されて事業指定するということがこれまでにあったのでしょうか。

【障害福祉課 石村副主幹】

強度行動障害者を受け入れる短期入所事業所が県に届出をして県から市町村を經由して補助金が交付される流れになっています。

【松井委員】

Ⅱ取組みの方向性の①の中で、可能な限り自宅や住み慣れた地域で生活できる短期入所事業所というのはロングショートステイと言われているものを想定されているのでしょうか、そうでなくて、幅が広いものを言うのであれば家族のレスパイトや緊急時に対応したものであれば、「障害のある人がご家族のレスパイトや緊急時に対応し、可能な限り」とつなげていいのかなと思います。

【佐藤部会長】

県の方でシェルターの機能を有する短期入所施設の具体的なイメージがございましたら説明願います。

【障害福祉課 澤田副課長】

通常の短期は短期として行動障害の激しい方等を一時的に受け入れる先程の松井委員のご家族のレスパイト、緊急時の対応という中にいろいろなケースが含まれているというのですが、早坂委員にお聞きしたいのですが、「シェルターの機能を有する」というのは、また別の形態としてあるのかももう少しご説明いただければと思います。

【早坂委員】

児童の短期入所の枠というのは、おそらく児童施設についている所くらいしか、あとは、児童相談所の一時保護というところが補っている状況が圧倒的ではないかと思います。先程の件数のところの1、2件というのは大人の施設でも児童を受けますというのが指定されていれば受けられるので、実際は大人の施設で子どもを受けているというところもあるということです。ただ、ここに書かれているように専門的に子どもを見るための短期入所という施設は存在しないのではないかという気がしていたので、それをきちんと作っていくとしたら、結構大変ではないかと。つまり、入所施設も足りていない状況でそこに併設という状況も現状はないので、この短期入所の拡張ということは現実的には必要だと思います。しかし、「シェルターの機能を有する」とことで、即、受けられるところは今存在していなく、それをどう作っていくというのは、實際上、具体的な行動に出ないといけないと思います。

もう一つは、親御さんやご家族の問題もあるけれども、ご本人の問題で親御さんから一度離してあげた方が支援をよりしやすくなるとか客観的にその方を見ることができて、支援の方向性がつくという2通りの場合があると思うので、単純に家族の問題だけでショートステイが必要ということではないと思っています。

【松山委員】

「シェルターの機能」とは何を言っているかというのは、誰を守るための言葉なのかが前から気にかかっている、親から虐待されることから守るという意味なのか、親を守るのかがよく分らなくて、その辺りの話が聞ければと思います。

【早坂委員】

イメージとしては虐待時に親御さんから緊急に離すことになった際に受け皿としてすぐに受けもらえるような所として使われていることが多いのではないかなと個人的に解釈しています。

【松井委員】

短期入所施設にそういう機能が必要というのはよく分るのですが、その後の記述で「市町村の地域生活支援事業において」と続くとイメージがつかなくなってどんなメニューが使われるのかが疑問になると思いました。

【早坂委員】

短期入所と地域生活支援事業は子どもの分野ではつながりにくい気がするので、ここは少し文言の整理が必要ではないかと思います。

【大木委員】

短期入所事業とシェルターの機能はちょっと合わないのではないかと思ったのですが、市町村の地域生活支援事業の中で短期入所事業で受けた場合、虐待等で入られて短期入所事業を使われる例はまずないです。というのは、短期入所事業で受けていて、そのお子さんが病気になった等の原因で病院に行かなければならないということになった場合にその費用は親御さんが払わないといけないのです。ですから、短期入所で親御さんが費用を負担する

ことはあり得ないと私は思います。

【早坂委員】

親御さんと一時的に切り離されるので短期入所は使いづらいのではないかと思います。

しかし、短期入所施設が足りていないのは事実ですからそれはそれとして取り組んでいてもらいたいと思います。

【松井委員】

地域生活支援事業でいわゆる短期入所事業は日中一時支援事業に全部変えてしまっている所とそうでない所がある感じがしますので、一括してこの中で地域生活支援事業と書いてしまうと混乱するので、事務局に確認をしていただきたいと思います。

【佐藤部会長】

今後、文言の整理も含めまして本部会に上げるまで調整をお願いします。

では、(3)の地域における相談支援体制の充実について事務局から説明をお願いします。

【障害福祉課 澤田副課長】

資料1「(3)地域における相談支援体制の充実」に沿って説明。

【佐藤部会長】

それでは、(3)について皆さまから質問・意見等よろしくをお願いします。

【松井委員】

私が2年前に厚労省の予算を全国調査したことがあり、その中で発達障害の人のためのペアレントメンターと幼稚園・保育所の巡回相談がどう機能しているかということについて、圧倒的に2桁位違う数字でペアレントメンターが知られていないし、よく知っている人でもその周りにしか広がっていかないレベルです。量的な話をするのであればこういう形になるのかと思います。I 現状・課題の上から2つ目の段落で、「発達障害のある子どもの早期支援には発達支援の早期発見が必要です。」そのためにはまず上の段落に行って、「手帳や診断名等にかかわらず何か気になる子どものために」、これが最初であって、「また」で、「保育士～ペアレントメンターの養成が必要です。」ここが事実関係で、そういう力の入れ具合だと感じがします。それと7ページの④で、療育支援コーディネーターを配置するのはとても大変で現実にそういう動きはないと思うのです。書いた人には申し訳ないですけど、正確なところで言えば、「在宅の障害児等が個に応じた療育支援を受けられるレベルで」ではないかなと思います。それから、6ページのI 現状・課題の「一方、現状では、」で始まるところで、2年前に療育支援専門部会で、子どもの障害福祉サービス事業を使うに当たってどういう条件が必要かということを各市町村に問合せをしました。各市町村から回答があって療育支援部会のデータとしてホームページで公開されています。その中では、各市町村が本当にバ

ラバラでした。保健センターの保健師さんの意見書だけでもいいところもあったり、或いは、民間の児童発達支援事業所の心理士等の意見書で認めている市町村もありました。ですから、書きぶりを少し変えてもいいのかなと思いました。

【松山委員】

現状・課題のところと④のところ、福祉・医療・教育等とかの言葉が出てくるのですが、項目によってこの順番が違ったり、入っていたり入っていなかったりとか、保健師さんに働きかけると言っているのに、保健という言葉が入っていないところがあるのでその辺の整理をした方がいいと感じております。それと、数値目標の2のところ、障害児等療育支援事業相談件数ということで頭の障害児相談支援というところだけ見てしまうと、児童発達支援センターの中の地域支援として行う障害児相談支援事業の数値と見間違えてしまうので、そちらがぶつかっていると計画をどのくらい作っているのかという方向にすごく向いていると思うのですが、最初の窓口としてはそこも大事なところで、さらにそこから計画ができていくのかなというのもありまして、これと障害児相談支援事業とどういうふうに分けて考えていくのかなということが分かりづらくなれないかなという気がしまして、せっかく児童発達支援センターを充実させていくその中の地域支援の一つとしての障害児相談支援事業というのがあって、それがもっと知られていけないといけないのかなとの思いがあったものですから、その辺のところは気になっていました。

【佐藤部会長】

後段の部分は技術的に書き分けが可能なのでしょうか。

【障害福祉課 澤田副課長】

計画そのものは相談支援専門部会で今やっている中に書き込まれますが、計画につながる相談支援事業所の相談件数は指標として出ていたのか、資料が今手元にないので即答できないのですが、7ページの療育等支援事業の相談件数と相談支援事業所が行っている件数を仮にそれぞれ意味ある数字として書いていくかどうか。お手元に配付している参考資料の5ページをご覧いただきたいのですが、発達障害者支援センターの相談件数で、ここには地域相談支援機関での相談を含みます。ここでの相談件数は大人も出てきてしまうので、実際には同じ事業所でやっても内訳は分かれていますので、その件数を先程の療育支援事業と並べて掲載するかどうか検討させてください。

【渡邊委員】

前回の会議では取組みの方向性は③までしかなかったのですが、④、⑤、⑥と増えているのは、その後、委員の方から意見が出て反映しているという理解でよろしいでしょうか。

地域における相談支援体制の充実と言った場合、「発達障害」というキーワードがたくさん出てくるのですが、いわゆる身体障害のお子さん達は念頭にあるのでしょうか。

文章の中に「等」という一文字がたくさん使われていますが、この「等」はどのようなニュアンスで使われているのでしょうか。単に複数の意味で使われているのなら不要なのかなと

思います。

【障害福祉課 澤田副課長】

最初の質問、今回の資料ですけど、第3回の専門部会での意見を踏まえて加筆したものを委員の皆さまへメールで送付させていただきました。その段階のものを青にしておけばよかったのですが、そこを一旦黒に戻してその後にさらに頂いた意見、課の中で議論したものを赤でくわえさせていただきました。例えば、⑤、⑥は前回の意見を踏まえてかなり加筆させていただいた部分です。それから、相談支援で身体の方が対象になっているのかとの質問ですが、現状・課題での書きぶりが発達障害に特化していることは確かにあるかと思いますが、決して除いているわけではございませんので、検討させていただきます。「等」については前回も同じようなご指摘があったと思いますが、なるべく「等」という言葉は使わず、はっきりしているものについては職名などを書き並べていくということで言葉の整理をしていきたいと思います。

【渡邊委員】

数値目標ですが、27年度以降、これが最大という理解なのでしょうか。また、1番の25年度に実績が下がっているということなのでしょうか。

【障害福祉課 澤田副課長】

1番の障害児等療育支援事業所ですが、25年度は77事業所でそれ以前も70以上ございましたが、26年度は現状が65事業所です。これについては、近県の実施状況を見ても非常に多いので、これ以上事業の委託先を増やすということではなく、現状を維持しつつ事業ができればということです。2番、3番についても現状を維持しながら相談等を行っていきたいという趣旨でございます。

【小野委員】

数値目標の「障害児等療育支援事業」には、知的障害の無い方で、年齢は子どもから成人までも対象とする事業でしょうか。

【松井委員】

委託を受けている立場で申し上げます。障害児等の等の意味は、障害児でない人を入れるという意味ではなく、大人を入れるという意味合いの等です。

【小野委員】

近隣の地域の情報を聞いてきたのですが、このサービスは、今年度の数を既に最大限まで達していてこれ以上は相談を受けられない。と聞きました。

ということは、今年度、この時点で事業所として最大限になっていることはこの数では足りないのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

【障害福祉課 澤田副課長】

最初に事業所に通知したんですけど、昨年度の段階で26年度の事業の申請を上げていた

だいているのですが、その段階で今年度の予算を超えそうな中で指定をさせていただいたということがありますので、やはり予算の中で事業を行うものなので、本来の考え方に沿って申請通りでということと通知を差上げた次第です。ただ、事業所の件数を伸ばすかどうかということについてはまだまだ地域のニーズはありますが、今の段階では右肩上がりの計画は難しいので、事務局としては現状維持させていただきたいと考えております。

【松井委員】

療育支援事業というのは主に幼稚園・保育園の巡回を基本とする事業だと思います。ですから、幼稚園・保育園の数が限られているならば一定の歯止めがあると思うのです。それに伴って個別の相談が生じた場合は外来や訪問が生じる流れなのですが、その後、ご案内のとおり児童発達支援事業が始まったり、児童発達支援センター事業の療育が始まったり、さまざまなメニューが生じてきていますし、或いは非常に単価が低いのですが、障害児相談支援計画を作ったりだとか、それから基幹相談ができたとか広がってきていることも事実です。ですから、金額は低いですがきちんと確保してこれを減らさないような形でやっていただきたいと思います。

【佐藤部会長】

では、（４）と（５）をまとめてご提案いただいてよろしいでしょうか。

【障害福祉課 澤田副課長】

資料１「（４）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実及び（５）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実」に沿って説明。

【佐藤部会長】

渡邊委員から８ページの数値の補足をお願いします。

【渡邊委員】

まず、No.1の数値目標ですが、25年度実績が62.7、27年度が72.0、28年度が76.0、29年度が80.0と作成率を上げていきたいと考えています。No.2の教員研修の受講率ですが、25年度実績が76.4、これを27年度以降85.0、90.0、90.0としたいと考えております。それから7ページに戻っていただきたいのですが、冒頭の発達障害を含む障害のある幼児等、あえて「発達障害を含む」というふうに断ってスタートする必要があるのかという疑問がありまして、「障害のある幼児・生徒が」で始まってもおかしくはないのかなと思いました。同じように2行目も、また、「発達障害への対応が不適切な場合、いじめを受けたり」とありますが、いじめを受けるのは発達障害に限ったことではないので、「障害への対応が不適切な場合」としてもいいのかなと思いました。あと、これは教えていただきたいのですが、「いじめを行ったり」とは障害のあるお子さんが加害者になるという理解でよろしいのでしょうか。それから3行目、「教職員の専門性の向上等」とありますが、「等」は専門性の向上以外にあとは何か不明なので、「教職員の専門性に関

する取組み」というように限定した方がよろしいかと思えます。最後、赤字の部分で「ライフステージに応じた教育相談支援体制と、卒業後の社会資源に結び付けていく」の部分で、「卒業後の社会資源」とは何を指すのかが文脈として読み取れなかったので、この辺をご検討いただきたいと思えます。それから8ページの取組みの方向性で①「高等学校等」、②「不適合等」、③「校内支援会議等」とありますが、この「等」は何を指すのか、②で「解決を図るものとしします」と法令の縛りをかけたような表現にしている理由は何なのか、青字で書かれた※の解説は印字されるものなのかどうか、③の「特別支援教育コーディネーターの充実を図るとともに」とありますが、特別支援教育コーディネーターとは役職名なのでその充実を図るとは何を意味するのか、④の「医療依存度が高く特別支援学校に通えない子に対して」との表現より、「特別支援学校への通学が困難な児童・生徒」とした方がよいと思えます。それから⑤について、子どもと親のサポートセンターや総合教育センターがここに書かれているということで確認させていただく時間を頂きたいと思えます。⑥の赤字の部分ですが、「個別の移行支援計画」はあくまでもツールなので「個別の移行支援計画を進めていく」という表現はなじまないで、「個別の移行支援計画の作成をするとともに活用を図り、学校と関係機関の連携を強化します」とした方がよいかと感じました。

【障害福祉課 澤田副課長】

7ページで「発達障害を含む」の部分については改めさせていただきます。「また、」以降については、いじめを受けたり加害者になるケースもあるというご意見を踏まえてこういう文章を加えました。発達障害への対応が不適切、或いは、障害への対応が不適切かにするかどうかについてはご意見を頂ければと思えます。「卒業後の社会資源に結び付けていくための」については後ほど小野委員から補足を頂ければと思えます。「等」については検討させていただきます。②の赤字の部分で、「解決を図るものとしします」は「解決を図ります」に改めます。青字の部分は印字されません。③と⑤は前回の議論を踏まえて直したという理解なのですが、文章としておかしいところがあれば再度ご指摘いただければと思えます。⑥はご指摘のような順番を入れて整理をしたいと思えます。

【小野委員】

7ページの最後で「ライフステージに応じた教育相談支援体制と、卒業後の社会資源に結び付けていく」のところですが、在学中は個別支援計画を子供の発達を伸ばしていく為に、また将来に向けて学校外の諸々の社会資源を使って準備していくか。学校と念入りに相談しながら進めていきます。卒業後についても行先だけではなく、生活全体を見た中での支援ということで、地域移行支援計画を作っていきますので、その事を含めて卒業後の行先だけではなく社会資源をいろいろ使った形でその子の生活を計画していくということです。

【渡邊委員】

事務局の方をお願いしたいのですが、一度区切ると社会資源を言わんとする意味が見えてくると思えます。「障害のある幼児・児童・生徒がそれぞれの発達段階や障害の特性に応じた教育を受けられるようにしなければならない」それで、「発達障害への対応が不適切な場

合、いじめを受けたり行ったりする可能性もあります」で切って、そのためにということで次が始まると思います。さらに、「専門性の向上等の取組みを推進する」と、区切っていくと社会的資源の意味がわかりやすくなるので、ご検討いただければと思います。

【田中委員】

9ページの現状・課題の2行目で「療養」という言葉があるのですが、医療的ケアが必要で障害のある子が療養していることに疑問がありますので、生活して育っているという意味の言葉に変えていただければと思います。

【松井委員】

9ページから「発達障害」という言葉がたくさん出てきていますが、「発達障害」に限定しなくてもいいと思われる言葉もありますので検討願います。それと9ページのIの最後の段落で、冒頭で重症心身障害児者の話が来て、それで強度行動障害に無理につなげてしまっているのも分けた方がいいと思います。それと、「強度行動障害を持つ自閉症児に対応する施設の充実」というよりも、「強度行動障害を持つ自閉症児に対応する支援の充実」でいいと思います。しかもここは、知的障害の方も或いは肢体不自由の方も強度行動障害を持つ方はいますので自閉症児に限定する必要は全くないです。

【佐藤部会長】

それではもう一度文章を整えて頂いて、本部会に上げる前に委員の方々に送付していただいて再確認をしていただくということで、よろしくお願いします。

【障害福祉課 橋本班長】

資料2「ライフサポートファイル等の導入状況調査の実施について」に沿って説明。

【松井委員】

表の6行目になりますけど、児童の対象年齢というよりか所属の方が実際に正確にデータがとれると思います。就学前、小学校、中学校、高校生に検討していただければと思います。

【障害福祉課 橋本班長】

そこは検討させていただきます。

【佐藤部会長】

昨年度は現在の活用状況はどうなっているかとの設問があった記憶がありますが、半分ぐらいしか活用されていなかったと思います。

【障害福祉課 橋本班長】

2ページの(2)の「活用状況について」で意見を頂くようになっていきます。昨年度については、実際は作ってあるけどあまり活用されていないという意見がござ

いまして、どのような課題になるかという問いがあった中で、例えば、母子手帳とライフサポートファイル2冊を管理するのは大変であるとか、ライフサポートファイルが配付された時に説明されるけどその後に説明がないから使われていないとかという状況があるとか、保護者によっては障害受容の意識が異なるため活用に差が生じているような課題も出ている状況でございます。

【小野委員】

この表に関してではありませんが、袖ヶ浦市は特別支援連携協議会と自立支援協議会で作ったものがあります。初めに作った特別支援協議会のサポートファイルは、予算が無くこれ以上は作れないと言われてました。また特別支援協議会で検討して作ったものに関しては、委員の医師から、内容が普通の子ども向けで、障害の子どもについて記入すると途中段階で止まってしまうのではないかと心配する発言もありました。県のモデルになるようなサポートファイルがあればいいのではないかと個人的に思いました。

【早坂委員】

松戸ではどのタイミングでライフサポートファイルを誰が渡すのかというところの判断の問題があったりというところで、市町村が逃げ腰になってしまうという現状があります。印西市では生まれたすべてのお子さん達に、生まれてからどの時期に予防接種を受けます、こういう相談機関がありますというのが一つのファイルになっていて、それだと誰にでも手に行くものなので障害があるのかないとかではなく、子育てに必要な情報が生まれた時にもらえる。その中で障害かどうか心配になった時にここに行けるという情報が盛り込まれている。そこでつなげていくというようなファイルを作っています。松戸市はそれを少しモデルにして取組みを変えていこうと今動いているのですが、これから、データをとって頂いた後にもう一度療育支援専門部会の中でさらにこのファイルをうまく活用していくための検討ということで時間をとってもらえればよろしいのではないかと考えております。

【佐藤部会長】

では、事務局にお返ししますのでよろしく申し上げます。

【障害福祉課 澤田副課長】

長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。本日ご審議いただきました素案につきましては早急に内容を整理しまして各委員にご確認いただいた上で本部会に提出させていただきたいと思っております。また、次回の療育支援専門部会ですけど開催時期については検討中ですので連絡させていただきますが、先程ご指摘のライフサポートファイルのあり方等も踏まえてさまざまな課題につきましても検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは以上をもちまして第4回療育支援専門部会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。